

**緊急事態宣言発令！！**

～ 感染拡大防止のため ～

保育園の利用を控えてください！

1. 家庭での保育の要請について

本市の保育所(園)・小規模保育施設・認定こども園(保育部分)では、感染防止に十分配慮した上で最小限の保育を行います。育児休業中の方、緊急事態宣言により仕事を休む人など、可能な限り、家庭での保育を行っていただきますようお願いします。

大変ご不便をおかけしますが、『緊急事態宣言』が発令されているという状況を重く受け止め、何卒ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

2. 登園を控えるよう要請する場合

以下の子どもについては、登園を控えるよう保護者に要請させていただきます。
また、保育中に同様の症状が現れた場合は、速やかにお迎えをお願いする場合があります。

1. 風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合
2. 強い倦怠感や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

※子どもに発熱や呼吸器症状が認められる場合、解熱後24時間経過し、呼吸器症状が改善傾向となつてから登園してください。

→「新型コロナウイルス受診相談センター」(帰国者・接触者相談センター)へご相談ください。

3. 新型コロナウイルス感染者が確認された場合

以下の場合、当該保育所(園)等を14日間、臨時休所(園)します。

1. 子どもに新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合

※ 3. については、市ホームページをご覧ください。

- ◆新型コロナ受診相談センター(帰国者・接触者相談センター)
枚方市健康福祉部 【電話】072-841-1326 【FAX】072-841-2470
- ◆健康相談窓口(コールセンター)
【電話】072-841-1253 【FAX】072-841-2470



開設時間：平日9時～17時30分

休日・夜間は、
「ひらかた健康ホットライン24」
(24時間対応)をご利用いただけます。
【電話】0120-513-080



【お問合せ】

枚方市 子ども未来部 私立保育幼稚園課 072-841-1471(直通)